

平成30年度第2回 福岡市こども・子育て審議会

## 会 議 録

日 時 平成31年2月4日（月）10時30分

場 所 天神スカイホール メインホールB

## 平成30年度第2回福岡市こども・子育て審議会

〔平成31年2月4日（月）〕

開 会

開会

○事務局 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、平成30年度第2回福岡市こども・子育て審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当いたします福岡市こども部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定におきまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。当審議会の委員36名のうち、本日は30名の委員の皆様にご出席をいただいております。本日の会議は成立いたしますことを報告させていただきます。

なお、本日の会議は、福岡市情報公開条例第38条の規定に基づき、公開にて開催いたしますので、ご了承をお願いいたします。

まず、会議の開催に当たりまして、福岡市こども未来局長より、一言ご挨拶申し上げます。

こども未来局長挨拶

○事務局 皆さん、おはようございます。福岡市こども未来局長の小野田でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度の第2回目となります本日の会議でございますが、2020年度からの5か年計画でございます「第5次福岡市子ども総合計画の策定」、及び喫緊の課題でございます医療的ケアを含めた「障がい児保育の今後のあり方」につきまして、福岡市から審議会に諮問させていただき、今後の進め方などについてご審議いただきたいと考えております。

いずれの議題につきましても、今後の福岡市の子ども施策を実施していく上で非常に重要なテーマでございます。委員の皆様のご意見の賜りますようお願いいたします。

今後とも、子どもの可能性を未来につなぎ、すべての子どもが夢を描けるまちを目指しまして、スピード感をもって取り組んでまいりますので、どうぞお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

## 諮問書手交

○事務局 続きまして、「第5次福岡市子ども総合計画の策定について」及び「障がい児保育の今後のあり方について」の2つの事項につき、福岡市長より、福岡市こども・子育て審議会の委員長へ諮問いたします。

本日は高島市長の代理といたしまして、福岡市こども未来局長より委員長へ諮問書を手交いたします。

委員長、恐れ入りますが、ステージへお願いいたします。

○こども未来局長 第5次福岡市子ども総合計画の策定について（諮問）。

福岡市における子ども施策につきましては、平成27年3月に策定した「第4次福岡市子ども総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進しております。

しかしながら、福岡市における女性の就業率はさらに上昇し、増加する保育ニーズへの対応が引き続き求められるとともに、児童虐待相談件数の急増や母子家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした社会情勢の変化に的確に対応するためには、ライフステージに応じ、施策を切れ目なく推進していくことが必要であると考えております。

そこで、平成31年度に終期を迎える現在の「第4次福岡市子ども総合計画」を見直し、より市民のニーズに即した子ども施策を総合的に検討し、計画的に推進するため、「第5次福岡市子ども総合計画」を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、第5次福岡市子ども総合計画の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

福岡市長、高島宗一郎。

障がい児保育の今後のあり方について（諮問）。

本市の障がい児保育制度は、昭和58年1月の福岡市児童福祉審議会（当時）の答申に基づいて、同年4月から指定保育所制度により開始しました。

その後、平成13年8月の同審議会からの答申を踏まえ、平成14年4月から、全保育所での障がい児保育を実施しております。

この事業により、市内の保育所・認定こども園の約95%において障がい児保育が実施されるなど、一定の成果を得ることができております。

しかしながら、前回の見直しから15年余が経過し、その間、児童福祉法の改正などの社会情勢や障がい児と保護者を取り巻く環境が変化し、障がい児保育のニーズが高まるとともに、医療的ケアを必要とする児童の保育の受け皿の確保など、新たな課題も生じております。

このような現状を踏まえ、本市においても、医療的ケア児に関する保育ニーズ調査により現状把握に努めるとともに、市立千代保育所において、医療的ケア児保育モデル事業を実施しているところです。

今後、把握した現状や課題を踏まえ、子どもの状態に即した、安全な障がい児保育を推進していく必要があると考えております。

つきましては、障がい児保育の現状や課題を踏まえ、医療的ケア児や障がいの程度が重い子どもへの安全な保育の提供、障がい児保育に係る判定制度の見直しなど、本市における障がい児保育の今後のあり方について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

福岡市長、高島宗一郎。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、会議資料を確認させていただきます。お手元にお配りしている資料でございます。

まず、会議次第でございます。その次に委員名簿、座席表、また、議題1の関連資料としまして4種類ございまして、諮問書の写し、議題資料1-1「第5次福岡市子ども総合計画（仮称）策定の方向性（案）について」、議題資料1-2「今後の審議の進め方（案）について」、議題資料1-3「各専門委員会の委員（案）について」でございます。次に、議題2の関連資料としまして3種類ございます。諮問書の写し、議題資料2「専門委員会の設置（案）について」、議題資料2の別紙「専門委員会委員名簿（案）」でございます。

また、本日、委員の皆様の上に「第4次福岡市子ども総合計画」の冊子と「医療的ケア児に関する保育ニーズの調査」の結果を参考にお配りをいたしております。

以上、恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局へお知らせください。

では、2枚目の委員名簿をご覧ください。後ほどの議題2でご説明申し上げますが、障がい児保育の今後のあり方について調査審議していただくために、本日2月4日付で新たに9名の臨時委員を置かせていただいておりますので、ここにご報告いたします。

それでは、福岡市子ども・子育て審議会条例第6条第1項の規定により、審議会の会議につきましては、委員長がその議長になることと定めておりますので、ここからは委員長に会議の進行をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 委員長を仰せつかっております針塚でございます。よろしくお願いいたします。これからの進行について、座って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、諮問を受けました「第5次福岡市子ども総合計画の策定について」、及び「障がい児保育の今後のあり方について」を審議させていただきます。できるだけスムーズに議事を進行させていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 議題

### (1) 第5次福岡市子ども総合計画（仮称）の策定について

○委員長 まず、議題1、第5次福岡市子ども総合計画の策定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 こども未来局総務企画課長でございます。議題1「第5次福岡市子ども総合計画の策定」につきまして、お手元にお配りしております資料に基づき、説明させていただきます。

まず、資料1-1「第5次福岡市子ども総合計画策定の方向性について」をご覧ください。

計画策定の趣旨でございますが、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するためといたしております。

次に、計画の位置づけでございますが、福岡市総合計画などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」に位置づけるものでございます。

計画対象といたしましては、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体でございます。

計画期間につきましては、2020年度から2024年度までの5か年といたしております。

次のページ、2枚目のほうをお開き願います。

計画の構成でございます。

計画総論といたしましては、基本理念を、第4次計画に引き続き、「子どもが夢を描けるまちをめざして」といたしまして、そのほかに、第4次計画の評価、計画の枠組み、子どもを取り巻く状況、計画の位置づけなどで構成してまいりたいと考えております。

計画各論でございますが、第5次計画のねらいといたしまして、本市の子ども・子育て施策についてライフステージごとに記載し、妊娠期・乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援施策を明示することにより、市民にとってわかりやすい計画としたいと考え

ております。そのため、第5次計画では、目標1を妊娠期から乳幼児期を対象とした「安心して生み育てられる環境づくり」、目標2を学齢期から青年期を対象とした「子ども・若者の自立と社会参加」、目標3は全年齢を対象とした「困難を抱える子どもの健やかな成長」として整理し、それぞれの目標達成に向けた施策などで構成してまいりたいと考えております。

続きまして、資料1-2「今後の審議の進め方について」をご提案させていただきます。

まず、福岡市子ども・子育て審議会条例第8条に基づきまして、1から3までの目標ごとに専門委員会を設置いたしまして、目標ごとの施策などについてご協議いただければと考えております。その後、専門委員会から審議会にご報告する内容を踏まえまして、審議会でご審議いただき、計画を策定させていただきたいと考えております。

スケジュールといたしましては、下記にございますとおり、4月から8月にかけて各専門委員会を開催し、その内容を踏まえて、9月の審議会でご審議いただき、11月にはパブリック・コメントを実施させていただきたいと考えております。その後、パブリック・コメントの結果を踏まえました計画案を2月の審議会でご審議いただき、最終的な計画案の答申というスケジュールで考えております。

各専門委員会の委員につきましては、次の資料にございますが、委員の皆様の専門性と各目標に掲げるテーマを踏まえまして、資料1-3「各専門委員会の委員について」とおり、ご提案をさせていただきます。

以上で、議題1「第5次福岡市子ども総合計画の策定」に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま第5次子ども総合計画の基本的な考え方とございますか、策定の方向性、それから今後の進め方、及び今後の進め方の中における専門委員会の設置等につきましてご説明いただきました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

○委員 質問を2点させていただきたいと思っております。

一つは、議題資料の1-1の計画対象の若者の中に「ポスト青年期」という言葉があります。この言葉の定義、そして、この対象に入れた理由についてご説明をいただきたいというのが1点です。

2点目は、議題資料1-2の2の審議スケジュールのところ、各専門委員会で協議を4月から8月にされるわけですけれども、目標1は2ないし3回、目標2と3は1ないし2回と協議の回数に差があります。そのことについてご説明をいただければと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 まず、対象年齢のご質問で、若者の定義でございます。これは、子ども・若者育成支援推進の大綱がございまして、こちらのほうで「ポスト青年期」は39歳までになっております。そこを踏まえたところの計画を策定するというところで、若者は39歳以下を対象としているところでございます。

それから、スケジュールでございますが、先ほど、審議の回数の違いということで質問いただきましたけれども、これはあくまでも予定ということで記載させていただいております。前回の計画策定時を参考に、目標1が2から3回、目標2が1から2回、目標3が1から2回としておりますが、これはあくまでも予定でございますので、今後、審議を進める中で、この回数に関しては変わってくることもあろうかと思ひます。これはあくまでも、前回の計画策定時を参考に記載しているところでございます。

以上でございます。

○委員 ポスト青年期というのが大綱に基づいて対象になっているということで、不勉強で申しわけないんですけども、39歳までということで、この39歳までのポスト青年期の人たちにどういふ課題があつて、そして今回、計画対象に挙げているのかということをご説明いただけますか。

○事務局 ポスト青年期の方々につきまして、やはり自立を支援していく必要がある方々もおられるということで、そういった課題を踏まえて、この計画の中にその施策を盛り込んでいきたいと思ひております。

以上でございます。

○委員 これから少子化を迎えていく中で、法で定められてあるのかもしれないんですが、39歳までを若者として見るよりも、もうちょっと年齢を絞つて、25歳ぐらいまでを若者と考えて何か施していくということをしていかないと、長い目で見ていると、これだけ人が少なくなつていて、社会に出てもっともっと活躍をしてもらわないといけないうちで、これでいいのかなと思ひますけれども、そこら辺はどういふふうに。若者の定義を25歳ぐらいまでと捉えることはしないのか、このままのほうがいいのかというのを、まず1点、お聞かせください。

もう一つ、2ページ目の次期計画の目標1で、ここに書いてあることは重要なことだと思ひます。子どもを生む、生まない、結婚する、しないというのがいい悪いということではなくて、少子化というのはやはり子どもが生まれていない、数が減っているから

少子化になっているわけで、もっと子どものときから、家庭を持つとか結婚をしたら子育てをすることによって希望を持てるような、そういうことを子どもたちに伝えていくことも重要じゃないかなと。生まれた後の子育ても大事なんですけれども、その前も重要じゃないかなと思います。そこはしっかり考えられてあるのか、それとも明記をしていけるのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 事務局、よろしいですか。お願いいたします。

○事務局 まず1点目の、もう少し年齢を絞るべきではないかというご質問でございますが、確かに少子化という観点で言いますと、委員ご指摘のとおり若い年代への支援というのは非常に大切なところではございます。一方で、先ほど申しましたとおり、支援を必要とする若者たちの幅も広がってきておまして、そういったところも含めて、総合的に子ども施策を推進していく必要があるということで、対象を広げさせていただいたところがございます。

それと、2点目の質問でございますが、少子化という点で、そこはこの計画を検討していくに当たってしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。今ご指摘の点につきましても、目標1を検討する中でしっかり検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員

先ほど事務局から、市民によりわかりやすい形で、目標の立て方をライフステージごとに記載する形に変更する、しかし基本理念は変わらないというご説明がございましたけれども、次期計画の基本的視点、つまり、子どもの権利の尊重ですとか社会全体で子どもを支えるとか、その辺の基本的視点はやはり変わらないと理解してよろしいでしょうか。

○事務局 はい。今ご指摘の点は本当に基本的な考え方でございますので、そういった考え方も変わらず、この計画の中でも全体の中でうたい込んでいければと考えております。以上でございます。

○委員 資料1-1の2枚目についてお尋ねします。今回の第5次計画ではライフステージごとに記載し、市民にとってわかりやすい計画と、第4次までとは目標の設定の仕方を変えた点については、おっしゃるとおり、市民にとってとてもわかりやすく、今回

のこの分け方については、個人的にはとてもいいことではないかと思いました。

1点だけ質問させてください。第4次で目標1の2行目にありました障がい児支援については、第5次では目標1の妊娠期から乳幼児期のところには障がい児支援が入っているんですが、学齢期以降の障がい児支援については、目標1、2、3のいずれに入るのでしょうか。お願いします。

○事務局 学齢期以降の分につきましても、目標1の中であわせて検討させていただくことになろうかと思えます。

○委員

ちょっと私も気になったのが、資料1-1です。2ページの次期計画のこの分け方というのは私も大賛成です。とてもわかりやすくなったと思っていますし、目的がすごく見えやすいんですね。

ただ、一つ気になったのが、現計画の目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりという項目が、子どもの権利を尊重するという文体が文字として見えなくなったということです。

そして、最初にご説明がありました、国のさまざまな法律に基づいて福岡市の行動計画等に沿ってとあるんですが、第4次総合計画の第1章の中に、国の動きとして、子どもの権利に関することで、子どもの権利条約に基づいてさまざまな行動計画等ができていたうたい込んではいるんですけれども、現在、子どもの権利条約に基づいた福岡市の子どもの権利条例がまだないので、今回、あわせて権利条例の策定にも目を向けていただきたい。そして、次期計画の中にも、子どもの権利条約に基づいてしっかりと子どもの権利を尊重していくんだというところをきちんとうたい込んできていただきたい。この言葉が見えなくなったことにちょっと不安を感じたので、あえて意見として申し上げておきたいと思えます。

ご回答については、先ほどの委員のご回答と多分同じだと思いますので、意見として申し上げておきます。

○事務局 ご意見ありがとうございます。

この目標1、2、3の立て方が施策事業レベルのご検討をお願いする形にしております。ただ、お二人の委員がおっしゃったとおり、子どもの基本的人権を守るのは非常に重要なことですので、例えば、総論部分できちんとうたい込むとか、そういう形で、理念としてきちんとうたった上で、それをつないだところでの施策事業の検討をお願いしたいと考えています。

ということで、虐待の問題、子どもの貧困の問題、いわゆる人権侵害の事象が出ている分については目標1、2、3の中にきちんとうたい込むと。全体を貫く考えについては、例えば総論部分でしっかり書き込む、そういった形で作業していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○委員

資料1-1の計画対象に関してなんですけれども、ポスト青年期を何歳にするかということで意見が出されたと思います。

私は39歳までということに賛成したいと思います。といいますのは、こちらは子ども・子育ての審議で、今、ほとんど30代が出産年齢期になっております。男性も女性もそうなんですけれども、男性のほうがプラス1歳、2歳は上で、女性だけではなくて男性も子育てを一緒にしていかなければどうしようもない時代になっておりますので、ポスト青年期で子ども・子育てをめぐるさまざまな課題には30歳代が適任で、25歳ではちょっとこの審議の中では難しいのではないかなと思っております。

それから、少子化に関しまして、今、あまりにも高齢出産、晩婚が増え、障がい等が子どもに関しても出ております。そういう中で、若い人たちに生殖の年齢の一番高い適切な時期に出産をしてほしい。それから、出産に対してのいいイメージですね。WHOからもポジティブなイメージを植えつけようということで、全世界がそのテーマになっております。そういう意味では、福岡市におきましては、若者を対象にライフプランニングというすばらしい企画をしております。私も少しそこに関与しておりますが、そのことも述べながら、若い人たちに20代の生殖期の一番活発なときにたくさん子どもを産んでもらえるような環境づくりが必要ではないか、そういう思考の展開をしていければと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ご意見としてよろしゅうございましょうか。

ほかに。

#### ○委員

先ほどの話にちょっと戻りたいと思いますけれども、子どもの権利の理念を全体にわたってうたい込んでいくというのは当然のことではないかと思えます。それは計画策定の中で全体を貫かなければいけないし、結果として計画書の中にも、当然、全体にわたって貫く理念としてうたい込むというのは大事なことだと思えます。

ただ、理念といううたい込みだけでは、具体化の中で途中でどこへやら消えてしまう

ということも実態としてあるように思いますので、先ほどのご発言で、子ども条例という言葉が出ました。今、子ども条例、あるいは子ども基本条例、子どもの権利条例、そういった名前で策定する自治体が増えているように思います。県内では五つの自治体が決めておりますよね。それもいろいろだとは思いますが、いろいろな施策に徹底させていく、関連づけて子どもの権利を浸透させていく、保障していくということでは非常に意味のあることではないかと思えます。

ですので、来年から5年間、ずっと先までの計画づくりですので、時代の流れからいっても早過ぎるということはないのではないかと思います。どこかでこのことを検討することができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 子どもの権利条例につきましては、今お話がありましたとおり、他都市では策定しているところもございますが、一方では、都市によって様々な議論がなされているところがございます。

ということで、私どももそういった動きを注視しているところではございます。今、この審議会の中で条例の制定について具体的に申し上げることはできませんが、子どもの権利に関するさまざまな施策に関しましては、目標3の中でしっかりと検討させていただきたいと思えますし、先ほどから申し上げておりますとおり、全体を貫く視点ということで、しっかりとこの計画の中でもうたい込んでいければと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員

1点確認をさせていただきます。この場はこども・子育て審議会であるということは当然理解をしていますが、今後、18歳選挙権ということになっておりまして、成人という捉え方をした場合に、このこども・子育て審議会と成人という捉え方をどのように、総合的にといてまいりましょうか、これは施策をつくっていく上では当然切り離せないことでございますので、その辺の所感をお聞かせ願えたらと思えます。

○事務局 民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられますが、子どもをめぐる法律、ここに計画に関連する法律を記載しておりますけれども、その関係では、特に年齢的な位置づけは変わっておりませんが、今後、計画を検討していく中で、そういった影響等も踏まえまして、そういった視点も踏まえながら、計画を策定していければと考えてお

ります。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。関連して、今、成人式をこども未来局の所管でとり行っていただいておりますけれども、こうやって民法的に変わってくるということを捉えて、市として成人式の開催の仕方はもう検討段階に入っているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○事務局 福岡市の成人式の開催につきましては、まだ具体的な検討まではいっておりませんが、今、検討段階に入っているところでございます。他都市の状況なども見ながら、18歳の成人年齢の引き下げと成人式の開催の年齢等を考えてまいりたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。やはり今から総合計画を立てていく上では、後出しにならないように、早目早目でしっかりと福岡市としての方向性を踏まえた上で取り組んでいただきたいと思いますので、ご要望として言わせていただきました。ありがとうございます。

○員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。よろしく願いいたします。

○委員 先ほど、障がい児支援が目標1の妊娠期・乳幼児期に書いていて、学齢期はどうかというご質問があつて、市のほうは「目標1のほうで学齢期も対応していきますよ」というご答弁だったんですね。私も同じようにどうなるのかなと思っていたんですねけれども、それを聞いて、ほんとうに目標1に学齢期も入れていいのかなという疑問があります。

というのが、今度の目標の立て方の特徴として、ライフステージごとに記載していくというわかりやすさを追及しているにもかかわらず、この障がい者施策の部分は全部そこで網羅しますよという話なんですね。

例えば目標1と目標2で障がい児支援を分けて、学齢期は学齢期と。それから、障がい児の社会的自立というのは家族にとっても本人にとっても非常に望んでいるものであるし、重要な問題です。そこをきちんと分けて議論をしていこうというような計画の立て方をご検討されたのかどうか。されたならば、どういう経緯でやはり目標1で収れん

するという結論に至ったのか、ご説明いただけませんか。

○事務局 障がい児に関する施策の立て方については、障がいをお持ちの子どもさんが生まれたときに、早く見つけて早く療育をする、それから、できるだけそれに沿った支援をするということで、先ほど答弁した中では、乳幼児期を中心に発言をしたんですけども、当然、委員ご指摘のとおり、発達段階に応じた教育のあり方、それから、将来は特別支援学校の高等部などを出て就労というものが出てきますので、そこも確実に議論しながら、結論的に言いますと、目標1で議論しつつも、目標2の中でもしっかり議論をして、就労に向けた考え方というのをこの計画の中にしっかり入れていくべきだろうと思っておりますので、そこはしっかり議論させていただきます。

○委員 福岡市としても、既に障がい児のライフステージに合わせた施策を実際にやられているわけですから、そこはきちんと、一つ一つが際立つように、そして丁寧にやっていくためにも、今、言われた答弁で結構なんですけれども、そういうことをやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○委員 今の障がい児支援について、私も意見としてちょっと発言させていただきます。

この間、障がい児にまつわる支援というのは、就学前、学齢期、そして大人期というふうに、それぞれ担当もこども未来局、教育委員会、そして保健福祉局と分かれてきましたね。その中で、保護者の方々の多くの声は、切れ目のない支援、そういう計画をつくってほしいという大きな声だったんですね。私もこれはすごく気にはなっていたんですが、先ほどご答弁の中で、障がい児支援が学齢期も含めてされるということで、当然、社会参加にもつないでいくんですけれども、ある意味、そういう具体的な内容等、支援のあり方については、これは私の考えですけれども、生まれて、乳幼児期からずっと一貫した、つないだ支援のあり方というのを明確化してもらいたいなど。そういう意味では、目標1の中に乳幼児期までとはなっているんですけれども、ここからずっと大人期までつなげるような具体的施策、そういうものをつくるためにここで論議をしていただきたいし、当然、2や3につないでいくことが必要だと思っています。一つ一つを際立てるためには分けてすることも大事なのかもしれませんけれども、支援のあり方としては、切れ目のない支援という言葉のもとで総合的に計画をつくっていただきたいなとい

うのが私の意見なので、ちょっと発言させていただきました。

○員長 ありがとうございます。

ただいまの障がい児支援というのは、目標1に現在はなっておりますが、障がい児の支援、あるいは障がいを持つ人への支援というこの辺は、次期計画の目標1、2、3、それぞれに関連しているということで、総論のみならず、各目標の中でもきちんと検討できるような方向性をもっていただきたいというご意見でしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それは、先ほどの子どもの権利の問題も多分そうだと思いますが、それぞれが関連しているだろうというようなご意見だったと受けとめています。よろしくお願ひします。

そのほかにはいかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ。よろしくお願ひいたします。

○委員 確認をしたいことがあるので、よろしくお願ひいたします。

計画対象の中に、「すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティー、事業所、行政などすべての個人・団体」となっております。先ほど、第4次福岡市子ども総合計画の中の目標1の子どもの権利のことをご質問されましたけれども、目標3の「地域における」というところですが、地域の中で子どもを育てるということは、子どもの権利を尊重するというところと一緒に、全体の理念の中に入れ込んであるんでしょうか。

○事務局 今ご意見いただいたとおりでございますが、全体を貫く視点の中で、あわせて盛り込んでいければと考えております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。子どもたちはやはり地域の中で育てておりますので、そこら辺は重々考えていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

本日もご検討いただいておりますのは、第5次福岡市子ども総合計画策定の方向性と今後の審議の進め方、それから、各専門委員会の委員等についてのご提案も出ておりますけれども、ほかはどうでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは、事務局の案のとおりに進めさせていただきたいと思います。

(2) 障がい児の保育の今後のあり方について

○委員長 続いて、議題2、障がい児保育の今後のあり方について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 こども未来局運営支援課長でございます。障がい児保育の今後のあり方についての説明をさせていただきます。

お手元の資料、議題資料2をお開きください。

まず、1の設置理由でございますけれども、今回、市のほうから諮問させていただきました障がい児保育の今後のあり方につきましては、内容が子どもの発達への影響ですとか、安全性をどう確保していくかといった専門的な見地から検討を重ねていただく必要がございますことから、福岡市こども・子育て審議会条例第8条の規定に基づきまして、専門委員会を設置させていただいてはどうかというご提案でございます。

委員会の名称は「障がい児保育検討専門委員会」とさせていただきます。その調査審議または協議事項につきましては「医療的ケア児の保育の受け皿について」、また「障がいの程度が重い子どもの保育の受け皿について」、また「障がい児保育に係る判定制度の見直しについて」「その他障がい児保育制度のあり方について」とさせていただいております。

4の審議スケジュール案でございます。こちらのスケジュールは現時点での予定でございます。本日、審議会のほうに諮問させていただきます。本専門委員会の設置が認めただけでしたら、五、六回程度の審議を集中的に行いまして、9月下旬から10月上旬にかけて審議会総会、こちらのほうに専門委員会のほうから答申案をお返しして、この審議会総会で答申案を審議いただき、答申ということを用意しております。

専門委員会の委員の案につきましては、議題資料2の別紙のとおりとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。障がい児保育の今後のあり方についてという諮問を市長からいただきましたが、その問題と関係しまして専門委員会を設置ということでございます。このことについて、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○委員

設置することに関してはすごくいいことだなと思っております。福岡市はちょっとお

くれているのかなという思いをしております。委員さんの中で、現場に赴いてケアをしている訪問看護とか、そういう専門の方がいらっしゃいます。そういう方たちの声をたくさん聞いて。

小学校に入るぐらいになると支援学校とかがあるんですけども、その前、まだ学校にも上がれない、生まれて学校に上がるまでのほんとうに重度の子どもたちをお世話する保護者の方々はずごく大変だということも伺っております。そこに出向いていく訪問介護の方々も、元看護師さんとかもいらっしゃるんですけども、すごく大変だと。酸素をつけている子たちはすごく大変で、また保護者の負担もすごいということを聞いております。その家庭の中でも、協力をしてくれるお父さんはそこから逃げてしまうということが現実には起こっているようです。これは現場の方から聞いたお話なんですが、そういうことを踏まえて、やはり現場に行くということをやっただけだと、すごくいいなと思います。これはお願いでございます。よろしくお願いたします。

○委員長 お願いということで、具体的に進めていくときに現場の方々、保護者の方々のご意見も反映させていただくようにということでございました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 特にないようございましたら、議題2、障がい児保育の今後のあり方につきましては、事務局案の、委員で構成される専門委員会を設置し、審議していただくということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

皆様方のご協力で、本日の議題2までは終了させていただきました。そういうことで、予定どおり終了いたしました。ほかになにかご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようでしたら、これをもちまして本日の審議を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

では、事務局、よろしくお願いたします。

閉会

○事務局

委員長、副委員長、並びに委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、また、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することになっております。後日、会議の内容につきまして確認していただくために、メールまたは郵送で確認をお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、今後の専門委員会の開催日程につきましては、専門委員会の委員の皆様にも、追って事務局よりご連絡、調整をさせていただきます。

これをもちまして、平成30年度第2回福岡市子ども・子育て審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

閉 会